

最低工賃の改正決定に関する公示

埼玉労働局最低工賃公示第2号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、埼玉県縫製業最低工賃（平成11年埼玉労働基準局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和5年4月5日

埼玉労働局長 久知良 俊二

埼玉県縫製業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 埼玉県区域内で衣服縫製業に係るまとめの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額

工 程	規 格	金 額
身返し端千鳥掛け	千鳥の間隔が6ミリメートル以下のもの	1か所につき 17円
身返し裏まつり	針目の間隔が8ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 16円
身返し星入れ	針目の間隔が10ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 16円
そで付け裏まつり	針目の間隔が5ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 20円
そで口裏まつり	針目の間隔が5ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 19円
ファスナー裏まつり	針目の間隔が5ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 16円
襟付けまつり	針目の間隔が5ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 19円
すそまつり	針目の間隔が8ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 13円
ウエストまつり		10センチメートルにつき 12円
スナップ付け	2本糸で2度掛けを行うもの	1組につき 24円
カギホック付け	ウエスト用カギホックを付けるもの	1組につき 27円
	ウエスト用以外のカギホックを付けるもの	1組につき 24円
根巻きボタン付け（2本糸 2回通しで根巻き3回以上 のもの）	2つ穴又は4つ穴のボタンで、かつ、力ボタンを付けるもの	1個につき 22円
	2つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 15円
	4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 16円
ボタン付け（根巻きボタン 付けを除く。）	2つ穴又は4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 12円
すそくし止め	糸ループの長さが3センチメートルのもの	1か所につき 12円
ベルト用糸ループ付け	糸ループの長さが5センチメートル以下のもの	1か所につき 18円
肩パット付け	ワンピース用の肩パットを付けるもの	1着分につき 36円
パンツ×印しつけ		1か所につき 11円
ブリーツ×印しつけ		1か所につき 10円

備考 上記金額は、縫い糸代、ミシンの維持及び使用に要する経費並びに電力費を除くものとする。

- 4 効力発生の日 令和5年5月5日